

令和6年11月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第17条 (略) (生活指導等)</p> <p>第18条 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u></p> <p>第19条～第22条 (略) (生活指導等)</p> <p>第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神および身体の状態に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条(第2項および第6項を除く。)の規定を準用する。 (作業指導)</p> <p>第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者の退所後の自立に必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第17条 (略) (生活指導等)</p> <p>第18条 (略) 2～5 (略)</p> <p>第19条～第22条 (略) (生活指導等)</p> <p>第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神および身体の状態に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条(第2項を除く。)の規定を準用する。 (作業指導)</p> <p>第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者の退所後の自立に必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第9条 (略)			第1条～第9条 (略)		
別表第1および別表第2 (略)			別表第1および別表第2 (略)		
別表第3 衛生関係手数料 (第2条関係)			別表第3 衛生関係手数料 (第2条関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
(1)～(102) (略)			(1)～(102) (略)		
(103) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第4条第1号に規定する衛生証明書に限る。)の発行の申請に対する審査	輸出証明書発行申請手数料	870円			
(104) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	ア 現地調査を要する適合施設の認定の申請に係る審査 20,900円			
		イ その他の適合施設の認定の申請に係る審査 10,400円			
以下 (略)			以下 (略)		

地方独立行政法人市立秋田総合病院定款新旧対照表

改正案					現行				
目次 (略) 第1条～第20条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第18条関係)					目次 (略) 第1条～第20条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第18条関係)				
資産の種別	名称	所在地	構造	延床面積 (㎡)	資産の種別	名称	所在地	構造	延床面積 (㎡)
建物	病院	秋田市川元松丘町51番地、61番地	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建	28,734.13	建物	病院	秋田市川元松丘町51番地、61番地	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建	28,734.13
				(令和6年10月に除却)					

第5次秋田市地域福祉計画の策定について

現行計画の計画期間の終了に伴い、第5次秋田市地域福祉計画の策定作業を進めている。第5次秋田市地域福祉計画（素案）については、以下のとおり。

1 第5次秋田市地域福祉計画のポイント

(1) 新たに盛り込んだ内容

ア 社会福祉法改正への対応

・「重点事業1 包括的支援体制の整備」の取組として、重層的支援体制整備事業の実施を目指す。

※重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働、⑥支援プランの作成を一体的に実施する事業

イ 再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画の包含

・施策体系に位置づけ、第6章、第7章に追加

ウ 災害ケースマネジメント、「豪雨災害検証委員会での検証結果」の反映

・施策体系で「施策8 災害時に向けた安全安心の確保」を追加し、市の取組として、検証結果の3つを追加（災害ケースマネジメント、災害ボランティアセンター運営支援、在宅被災者の健康状態把握）。

・「第5章 重点事業」のなかで記載

(2) 取組の基本原則

第4次秋田市地域福祉計画（以下、「第4次計画」という。）から継承（①地域の絆づくり、②エイジフレンドリーシティの考え方の反映、③公・共・私の役割分担、⑤地域の範囲、福祉圏域の考え方）しつつ、新たに、「④災害時要援護者の支援体制、災害ケースマネジメントの考え方」を加えた。

(3) 基本理念

第4次計画から継承しつつ、地域で安心して暮らすことを加えた。

「みんなつながり みんなで築く 暮らしの安心 地域のしあわせ」

(4) 施策体系の見直し

基本目標は第4次計画を継承し、施策については新たに「施策8 災害時に向けた安全安心の確保」を加えた。

(5) 重点事業

第4次計画を継承して取り組む。

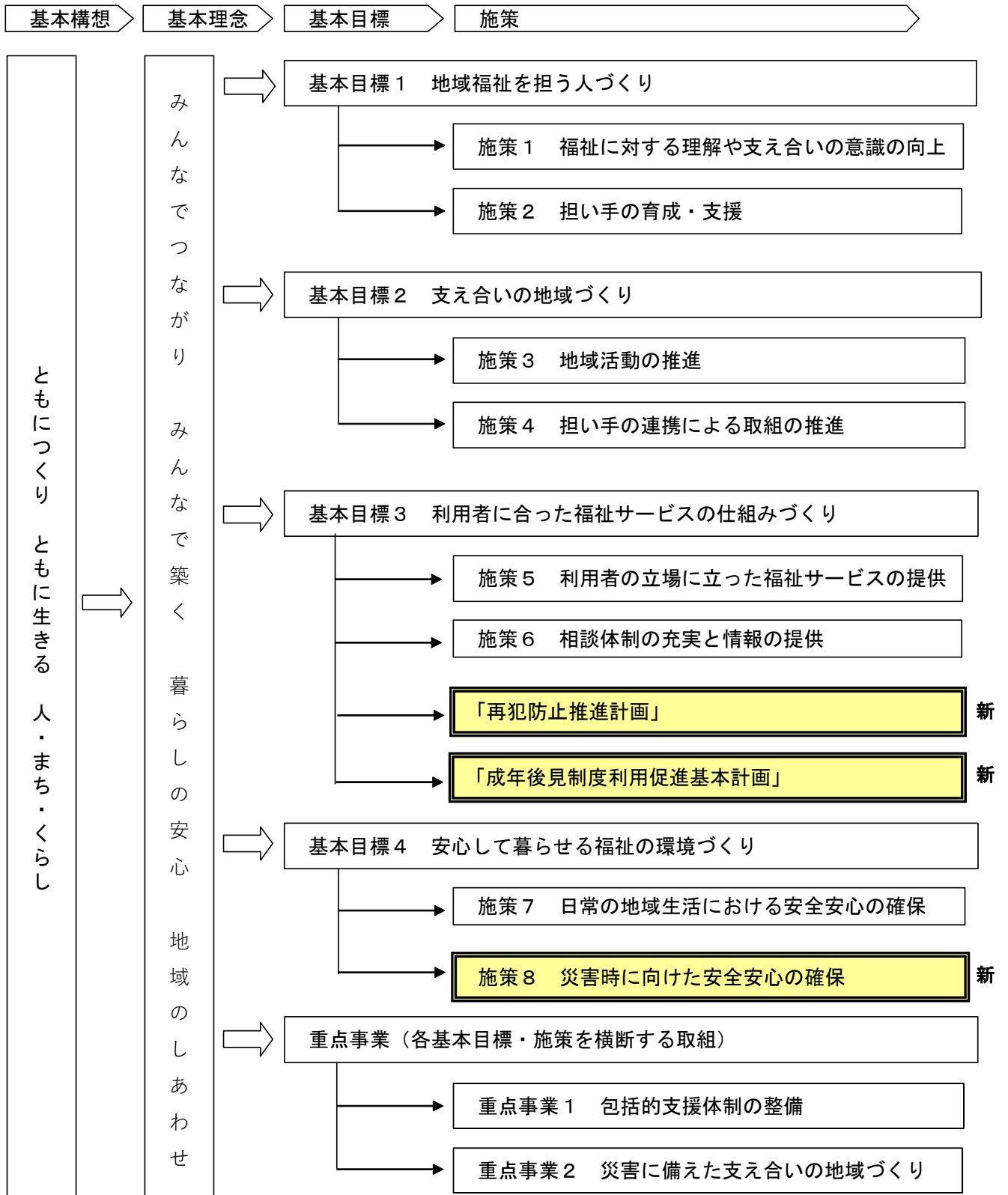
ア 包括的支援体制の整備

地域住民が主体的に関わることを促しながら、複合化、複雑化した課題を抱える人へ適切なサービス提供ができる体制の整備として、国が進める重層的支援体制整備事業の実施を目指す。

イ 災害に備えた支え合いの地域づくり

災害時要援護者の避難支援体制構築の取組が進んでいない地域もあることから、引き続き、地域における個別避難支援プラン作成などを支援し、支え合いの地域づくりに取り組んでいく。併せて、個別避難支援プラン作成については、優先的な対象者に市が直接作成する、医療福祉機関と連携して本人・家族が作成するなど、柔軟な作成手法を推進する。さらに、福祉避難所などの被災者の避難生活への支援についても取組を進める。

第5次秋田市地域福祉計画の施策体系



各施策ごとの《市の取組》一覧

基本目標	施策	番号	取組	頁
基本目標1 地域福祉を担う人づくり	施策1 福祉意識の向上	1-1-1	福祉教育の推進	64
		1-1-2	家族や地域の絆づくりの推進	64
		1-1-3	男女共生社会の推進	65
		1-1-4	エイジフレンドリーシティの推進	65
		1-1-5	エイジフレンドリーパートナーづくり推進	65
		1-1-6	老人保健福祉月間の推進	65
	施策2 担い手の育成	1-2-1	民生委員・児童委員活動の推進	68
		1-2-2	地域保健推進員活動の推進	68
		1-2-3	福祉ボランティア活動の促進	68
		1-2-4	市民活動の促進	69
		1-2-5	地域活動の担い手育成の支援	69
		1-2-6	認知症サポーターの養成	69
		1-2-7	高齢者生活支援体制整備事業の推進	69
		1-2-8	介護支援ボランティアの推進	70
		1-2-9	生涯学習(社会参加活動)の推進	70
		1-2-10	老人クラブ活動の活性化	70
		1-2-11	【新】情報機器利用支援による社会参加促進	70
		1-2-12	障がい者の社会参加の促進	71
		1-2-13	障がい者相談員の設置	71
基本目標2 支え合いの地域づくり	施策3 地域活動の推進	2-3-1	市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進	73
		2-3-2	市民スポーツの振興	74
		2-3-3	住民の支え合いによるサービスの実施	74
		2-3-4	地域コミュニティ活動への支援	74
		2-3-5	自治活動拠点の整備	74
		2-3-6	市民憲章推進協議会の活動支援	74
		2-3-7	地域愛形成事業	74
		2-3-8	地域まちづくり推進事業	75
		2-3-9	社会福祉協議会の活動の支援	75
		2-3-10	地域保健・福祉活動推進事業	75
		2-3-11	地域子育て団体への支援	75
		2-3-12	敬老会補助事業	75
	施策4 担い手の連携による取組の促進	2-4-1	高齢者等の見守りネットワーク	80
		2-4-2	秋田市相談関係機関等ネットワーク会議の開催	80
		2-4-3	民間企業等との連携による見守り体制構築	80
		2-4-4	認知症高齢者などの見守り体制の構築	80
		2-4-5	認知症高齢者の地域生活への支援	81
		2-4-6	地域子育て支援ネットワーク事業	81
		2-4-7	地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組	81
		2-4-8	学校と地域社会との連携	81
2-4-9	地域包括ケアの推進	82		
2-4-10	地域ケア会議の充実	82		

基本目標	施策	番号	取組	頁
基本目標3 利用者に 合った福祉 サービスの しくみづくり	施策5 利用者の立場 に立った福祉 保健サービスの 提供	3-5-1	高齢者福祉の充実(基本方向)	85
		3-5-2	障がい者福祉の充実(基本方向)	85
		3-5-3	児童福祉・子育て支援の充実(基本方向)	86
		3-5-4	地域保健の充実(基本方向)	86
		3-5-5	「食」の自立支援事業	86
		3-5-6	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	86
		3-5-7	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備	86
		3-5-8	生活保護の適正実施と自立支援の促進	87
		3-5-9	福祉医療費給付事業	87
		3-5-10	社会福祉法人および事業者の指導監査等	87
		3-5-11	民生委員・児童委員による個別援助活動	87
		3-5-12	高齢者、障がい者、児童等への虐待防止	87
		3-5-13	市民小口資金の貸付け	87
		3-5-14	生活困窮者への相談・支援	88
		3-5-15	子どもの貧困対策の推進	88
		3-5-16	市民の健康づくりの推進	88
		3-5-17	健康づくり・生きがいがづくり支援事業	88
		3-5-18	高齢者就業機会確保事業	88
		3-5-19	移動手段(公共交通)の確保	89
		3-5-20	高齢者コインバス事業	89
		3-5-21	障がい者への交通費補助	89
		3-5-22	移動支援事業	89
		3-5-23	市営住宅における入居要件の緩和	89
		3-5-24	高齢者や障がい者の住環境の整備	90
基本目標4 安心して暮 らせる福祉 の環境づくり	施策6 相談体制の充 実と情報の充 実	3-6-1	地域包括支援センターの運営	93
		3-6-2	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進	93
		3-6-3	障がい者への相談支援事業	93
		3-6-4	子育て家庭等に関する相談支援の充実	94
		3-6-5	精神保健対策事業の推進	94
		3-6-6	各種相談窓口のPR	94
		3-6-7	【新】公式LINEによる市民との双方向の情報発信体制の推進	94
		3-6-8	高齢者生活支援情報提供事業	94
基本目標4 安心して暮 らせる福祉 の環境づくり	施策7 日常の地域生 活における安 全安心の確保	4-7-1	消費者啓発	96
		4-7-2	交通安全対策	96
		4-7-3	応急手当の普及、救急救命体制の整備	97
		4-7-4	緊急通報システム事業	97
		4-7-5	要保護高齢者等シェルター事業	97
		4-7-6	自殺対策事業	97
		4-7-7	住宅環境の整備	98
		4-7-8	安全な歩行者空間の確保	98
		4-7-9	バリアフリー化の促進	98
		4-7-10	都市公園のバリアフリー化	98
基本目標4 安心して暮 らせる福祉 の環境づくり	施策8 災害時に向け た安全安心の 確保	4-8-1	自主防災組織の育成強化	101
		4-8-2	要援護者への防災・災害情報の提供	101
		4-8-3	【新】避難所運営会議の開催	101
		4-8-4	【新】災害ケースマネジメントによる被災者支援	101
		4-8-5	【新】災害ボランティアセンターの運営支援	101
		4-8-6	【新】在宅被災者の健康状態の把握	102
		4-8-7	地域における除排雪体制の構築	102
		4-8-8	高齢者や障がい者宅の除排雪支援	102
		4-8-9	火災予防の推進	102

2 策定までのスケジュール

令和6年12月中旬	11月市議会定例会厚生委員会で計画素案を報告（意見聴取） パブリックコメント （本庁、市民SCにおいて令和7年1月14日まで実施）
令和7年1月下旬	社会福祉審議会地域福祉専門分科会（策定委員会）
2月3日	社会福祉審議会全体会（答申）
3月	2月市議会定例会厚生委員会で計画成案を報告 計画策定・公表

年度	年月	議会	計画策定段階	市民	福祉事業等関係者等	社会福祉審議会	地域福祉推進等庁内連絡会	
R 4	R 5. 1月		ニーズの把握 (現状分析)	12/27～1/13 市民意識調査				
	2月							
	3月	定例会				3/29 地域福祉分科会③ (策定方針決定)		
R 5	R 5. 4月		↓					
	5月					5/29 全体会①（諮問）		
	6月	定例会						
	7月					地域福祉分科会 (策定作業の実施 計画を審議)		
※策定を1年間延期								
R 6	R 6. 6月	定例会	課題の明確化 ↓		豪雨災害の検証			
	7月							
	8月				関係団体ヒアリング	地域福祉分科会① (策定作業の実施 計画を審議)		
	9月						関係部局へ 事業の照会	
	10月				地域福祉推進関係 者意見交換会			
	11月			政策・施策 事業案作成				庁内連絡会（素案 への意見聴取）
	12月	定例会			パブリックコメン ト		12/9 地域福祉分科会② (素案審議)	
	R 7. 1月						地域福祉分科会③ (成案審議)	
	2月						全体会②（答申）	
	3月	定例会		計画策定				
R 7	R 7. 4月 ～		施策の実施 進捗管理					

※市議会（厚生委員会）に対して、定例会において適宜報告等を行う。